

## EU裁判所がナドルコットマンダリンの権利に対する異議を棄却

[EUROFRUIT 2024年9月12日](#)

### 欧州連合(EU)一般裁判所がナドルコット品種の権利に対するユーロセミージャス社の異議を棄却

ナドルコット品種の権利に関するユーロセミージャス社の異議申し立てを欧州連合一般裁判所が棄却し、ナドルコットプロテクション(NCP: 同品種の知的財産権を保有し、その保護を行う組織)が法的な勝利を収めた。

欧州連合の一般裁判所は2024年9月11日、NCPの立場を支持し、ユーロセミージャス社による無効申請を却下した欧州植物品種庁(CPVO) 審判部の決定に対する同社の異議申し立てを棄却した。

この判決は、CPVOとその審判部が十分な証拠を収集し分析した上で結論に達したこと、及び証拠の評価に対するユーロセミージャス社の主張が曖昧であり、CPVOやその審判部による評価の何が誤っているかさえ特定していないことを強調した。

この一般裁判所の判決は、ユーロセミージャス社の申し立てに対し、ナドルコットの権利の有効性が3回連続で確認されたことを意味する。

この決定は、CPVOの審判部がユーロセミージャス社の立場を否定し、タンゴールド品種とナドルコットとの間には2つの違いしかないと裁定し、植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)が「『本質的に由来する品種』の定義についての注釈」の中で、NCPが当初から「本質的に由来する品種」の概念について持っていた立場を確認したことを踏まえて下されたものである。

NCPのモハメド・ベンビガ氏は、「NCPはナドルコット品種に対する有効な権利を有しており、我々は権利の侵害が黙認されることを許さない」と述べた。

執筆者: リアム・オキャラハン

### (関連記事)EUの一般裁判所はナドルコットマンダリンの保護を支持

[FreshPlaza 2024年9月13日](#)

欧州連合司法裁判所(CJEU)が、保護の無効を求めてユーロセミージャス社が提起した控訴を却下したため、欧州連合一般裁判所は、2004年からモロッコ国王が有しているナドルコットマンダリン品種の保護が有効であることを認めた。

水曜日に出された裁定は、欧州植物品種庁(CPVO)の職権上の調査の欠如を批判した同社の主張を否定するものである。なお、欧州植物品種庁は、同社による以前の訴えを「根拠がない」と判断して2020年にすでに棄却していた。

ユーロセミージャス社は、猶予期間が終了する前にこの品種の構成要素や収穫物がEU内外で利用する目的で移転されたと指摘し、ナドルコット品種が新規性の要件を満たしていないと主張していた。しかし、欧州連合一般裁判所は、同社が言及した移転と引き渡しは純粹に実験的なものであり、問題となっている植栽は猶予期間内に行われたものであるため、ナドルコット品種の新規性には影響しないと指摘した。

同社はまた、ナドルコット品種の申請は不正確な情報を含んでおり、これによりEUでの猶予期間の延長をもたらす出願日の割り当てが妨げられるべきであるため、保護は有効でないとの立場を維持していた。しかし、一般裁判所は、保護の要求が有効であるとしたCPVOの結論は正しいと判断した。

出典: [europapress.es](http://europapress.es)

## (関連記事)EU ナドルコットマンダリンの登録取り消し要求を棄却

[FreshPlaza 2024年10月7日](#)

ナドルコットマンダリン品種の保護を無効化するためのユーロセミージャ社の要求に関する先月の記事に続いて、その後の進展があった\*。欧州連合のすべての機関は、ナドルコット品種の登録取り消しを求める同社の要求を棄却した。同社の直近の敗北は、2024年9月11日の欧州連合一般裁判所の判決であった。当該記事は[こちら](#)。

ユーロセミージャ社は、ナドルコットプロテクション(NCP: 同品種の知的財産権を保有し、その保護を行う組織)が提起した侵害訴訟に対応せざるを得なくなる。また、品種偽造であるとのナドルコットプロテクションの主張も強化されている。中でも、欧州当局と国際機関は、タンゴールドはナドルコット品種の権利侵害であるとの判決を下している。すなわち、(1)欧州当局は、タンゴールドとナドルコットの間には(繁殖力に関連する)2つの違いしか存在しないことを示しており、(2)タンゴールドが「本質的に派生した品種」であり、したがってナドルコット品種の偽造品であると主張するためにUPOV(植物の新品種の保護に関する国際条約)の「本質的に由来する品種」に関する注釈が用いられている。

NCPは、ナドルコットの独占的権利を引き続き保護し、関連するすべての法的地域において、その知的財産の不正利用を防止するために、あらゆる適切な措置を講じることとしている。

訳注: この記事で、「その後の進展」は上記のEUROFRUIT 2024年9月12日及びFreshPlaza 2024年9月13日の記事に記述されている事柄を指します。内容が重複しますが、記述の仕方が異なるため参考として掲載しています。